

保護者の皆さまへ

# 寝屋川支援校長室だより

令和2年7月31日 No.8  
大阪府立寝屋川支援学校  
校長 福井 浩平  
准校長 阪本 友輝

まだ梅雨は明けませんが、暑さも増してきています。マスクをしていると、のどの渇きを感じにくいそうです。外せるときはマスクを外して、こまめな水分補給を行う等、保護者の皆様・お子様共に熱中症には十分お気を付けください。

全国的に新型コロナウイルス感染症の第2波ともとれる感染が広がっています。大阪モデルもイエローが点灯しており、学校でも感染症対策に力を入れているところです。

今回は、「保護者の方がPCR検査を受けた場合、濃厚接触者と特定された場合等の対応」「本校の感染症対策の一部：校内の消毒作業」についてお伝えします。また裏面には「大阪府支援学校PTA協議会 行動のアピール」を掲載しておりますので、ご確認ください。

## 1 保護者の方がPCR検査を受けた場合、濃厚接触者と特定された場合等の対応

別途プリントを配付しておりますが、ご家族がPCR検査を受けることとなった際は、学校までご連絡をお願いします。また、休日の場合は、校長Dメールまでメールにてご連絡をお願いします。

児童生徒のご家族がPCR検査を受けて陽性になり、児童生徒が濃厚接触者と特定されれば、まずは下の■2つ目の対応をとることになります。

その後、本校児童生徒がPCR検査を受けて陽性となれば、前号で示した通りの臨時休校となります。

### 【参考：個別の児童生徒等への対応】

#### ■ 児童生徒等の感染が判明した場合

当該児童生徒等を、出席停止とする。（期間は治癒するまで。）

#### ■ 児童生徒等に濃厚接触者※が確認された場合

当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止とする。

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

- ・ 「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する） など

（学校保健安全法）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

#### ※児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

## 2 本校の感染症対策の一部：校内の消毒作業

児童生徒が下校後、全校の消毒作業をおこなっています。



※ 前号から引き続きとなりますが、感染症の感染リスクは、どこに潜んでいるかわかりません。かかりたくてかかる人は誰もいません。感染予防に努めていても、感染してしまうこともあります。本校で感染が判明した場合も、その人や家族を責めることのないようにご理解をお願いします。

### 3 大阪府支援学校 P T A 協議会 行動のアピール

7月6日(月) 10:30-、府支 P 会長により、教育庁支援教育課長に、また、午後の合同役員会において校長会長に手交されました。

#### 【 行動に向けてのアピール 】

#### 支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間

私たち大阪府立支援学校 P T A 協議会は、平成 21 年 2 月 5 日に「支援学校における教育の充実に向けて特別アピール」を決議し、「障がいのある子どもが安心して通い、楽しく勉学に励み、社会の一員として可能な限り社会的自立を実現してくれる支援学校であってほしい」という願いのもと、全 P T A 会員の積極的な行動で学校を元気づけ、支援教育の一層の充実につなげたいという思いで活動に取り組んできました。

また、子どもたちの安全・安心を脅かす事案や災害が発生する状況を鑑み、教育活動の基盤となる安全・安心を活動の重点と位置づけ、6 月を「支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間」としてアピールし、関係機関のご協力をいただきながら協議会として安全・安心に関わる取組みを進めるとともに、全支援学校の P T A 活動活性化の気運の醸成に努めてまいりました。

しかし、府立の支援学校では残念ながら体罰や人権侵害に係る事案が未だ絶えず、安全安心を標榜してきた私たち P T A といえども、まことに憂慮に堪えないところです。

そこで今一度、平成 21 年 2 月の決議の思いに立ち返り、支援学校関係者として主体的にこうした課題を受けとめることが重要と考えました。これがアピールとして終わることなく、実際に行動することですべての支援学校の P T A 会員が一致協力して、本行動月間を起点に、このアピールに基づく以下の活動が活発に推進されるよう要請します。

1 私たちは、すべての支援学校が障がい理解や人権尊重の教育を最重要課題に位置付け、一人ひとりが尊重され、思いやりにあふれた支援学校となることを望みます。そのために、学校が行う人権尊重の活動に積極的に協力するとともに、自らも人権問題等を学び人権意識を高め、人権が尊重された学校の実現に寄与します。

2 子どもたちの心と信頼を砕く体罰等の権利侵害事象を決して起こさないために、すべての支援学校がその根絶に向けた取組みを徹底されるとともに、一連の事象を踏まえ府教育庁等の関係機関が計画的に実効性のある施策を展開し、各学校を支援されることを望みます。私たちも体罰根絶の取組みに全面的に協力します。

3 感染症やアレルギー対応などについて、大阪府教育庁の指導のもと、医療機関、学校、保護者が十分な情報共有を行い、すべての支援学校が組織的な取組みとして摂食指導を含む日常の指導や衛生活活動を徹底されるよう願います。

4 防災減災対策について当協議会はこれまでも研修や各校への調査など取組みを続けてまいりました。近年は大地震や局地的な大雨による水害等、全国各地で想定を超える災害に見舞われており、大規模災害への備えを進めるとともに、これまで以上に、学校と地域、P T A が連携し、一層の防災減災へ取組みます。

5 府立支援学校 P T A 協議会は、府立支援学校・大阪府教育庁とより良い連携のもとに、学校と保護者、幼児児童生徒の信頼関係をより一層醸成し、今後とも支援教育の充実に向けて活動を行っていきます。

以上、本総会において行動のアピールとします。

令和 2 年 5 月 2 6 日

大阪府立支援学校 P T A 協議会